

# 支部ニュース

2016年1月 No. 506

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口1-8-6-202

Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

- 2016年 年頭のごあいさつ ..... 須藤正樹
- 「廃止しよう！戦争法」東京支部憲法運動交流会第6弾！  
※情勢報告 ..... 長澤 彰  
※戦争法廃止に向けて、各事務所の今後のとりくみ！
- マイナンバー違憲訴訟について ..... 瀬川宏貴
- 早稲田大学争議の解決と今後の闘い ..... 中川勝之
- 新人紹介 ..... 大住広太
- 若手弁護士へのメッセージ ..... 白石 光征
- 事務局次長退任のごあいさつ ..... 久保田明人
- 支部総会のご案内
- 2016年度 支部長・幹事立候補および推薦の受付
- 12月幹事会議事録



## 2016年 年頭のごあいさつ

支部長 須藤 正樹



- 1 2015年9月19日は、戦後の日本の忘れられない日となった。19日未明に国会前現場から戻って、参議院本会議での戦争法案に反対する小池議員（共産）の反対討論をテレビ中継で見ながら、憤りの感情が高まることを抑えられなかった。小池氏は、怒りを込めつつ淀みなく、反対理由の第1として、集団的自衛権の行使容認をあげ、古賀誠元自民党幹事長が述べた「過去の戦争への反省もなく、深みのある議論もなく、先人や先達が積み重ねてきた選択への敬意もなく」「それによってもたらされることへの責任と覚悟もないままに」「この解釈改憲を実行するならば、将来に重大な禍根を残すであろう」という言葉を引用し、米軍等の武器等防護の新設を含めて、「集団的自衛権」の本質は大国が海外の自国権益を守るためにする軍事介入の口実であることを鋭く指摘した。続けて、第2の反対理由に、米軍などへの軍事支援が、政府がこれまで憲法上許されないとしてきた「武力行使との一体化」そのものである「兵たん」で、これに歯止めなく踏み込むことは、許されないとした。第3の反対理由では、この法案が日米新ガイドラインの実行法であり、日米両政府による「同盟調整メカニズム」を常設し、そこに「軍軍間の調整所」を設ける仕組みを定めるガイドラインの方針は、自衛隊をアメリカの戦争に「いつでも、どこでも、どんな戦争でも」参戦させる「自動参戦装置」をつくるもので、我が国の主権を投げ捨てるものにほかならず、戦前の軍部の独走によって進められた日支事変が両国民に与えた巨大な苦しみと犠牲を想起して中止すべきである、と批判した。まとめでは、横浜の地方公聴会で指摘された「国会は立法をするところで政府に白紙委任を与える場所ではない。ここまで重要な問題が審議で明らかになり、法案が政府自身の説明とも重大なかい離がある状態で法案を通してしまうのは、単なる多数決主義であって、民主主義ではない」との言葉を引用しつつ、戦後の歴史に例を見ない規模のこの運動の盛り上がりは誰にも押しとどめることはできない、この流れは、必ずや自公政治を打ち倒すまで続くであろう、立憲主義、民主主義、平和主義を取り戻すため、あらゆる政党、団体、個人が力を合わせてたたかいぬく決意である、と結んだ。
- 2 実際、その後も、この運動の担い手たちの意気や活動は衰えず、今に続いている。「戦争させない・9条壊すな！総がかり実行委員会」は、著名人が呼びかけ人の平和フォーラムが主体となって結成された「戦争をさせない1000人委員会」、毎年開催されてきた5・3憲法集会実行委員会が中心となった「解釈で憲法を壊すな！実行委員会」、団や労組・民主団体などが結成した「戦争

する国づくりストップ！憲法を守りいかす共同センター」の3団体で構成されている。この実行委員会は、法案採決後、全国いたるところ草の根で、対話を重ね、署名を集める2000万人署名の実現を呼びかけ、集約日を本年4月25日とし、5月3日の憲法集会での発表をめざしている。同時に、強行採決された毎月19日を、国会前等の統一的な宣伝をする19日行動日とし、その日に合わせた集会、そのためのチラシ、SNS、街宣活動、新聞広告などの宣伝を続けている。また団や社会文化法律センター、青法協、国法協などの法律家6団体が、共同して反対運動をし、日弁連憲法問題対策本部、労働弁護団などとも連携しつつ、民主党、共産党、社民党、維新の党などの政党とも協力関係を保ち、今も運動を継続させている。各地域の法律事務所・団員が地域で行う数百人、千人超えの人が集まる集会・デモや街頭宣伝も、採決後も衰えることなく、仮装や音出しも賑やかに、様々な階層の団体、個人、各年齢層が幅広く集まり、続けられている。何よりも今年は、7月に参議院選挙が予定され、場合によっては、衆院解散による衆参同時選挙または12月総選挙もあり得る予測の中で、選挙で反戦争法勢力が連携して議席を伸ばせるかが重大な課題となっている。そこで戦争法に反対してきた諸団体と野党5党は繰り返し国会内で意見交換会を行ってきたが、昨年12月20日には、総がかり行動実行委員会、SEALDs、安全保障関連法に反対する学者の会、立憲デモクラシーの会、安法制に反対するママの会の各有志が「安法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」を結成し、参院選の32の1人区で「候補者を1人に絞りこむこと」などの方針を5野党に提示した。当面は、4月の衆院北海道5区補選の候補者選びが焦点である。また、弁護士有志約300人でつくる「安法制違憲訴訟の会」が、同法施行時期である3月頃、平和的生存権侵害及び他国からの攻撃やテロの危険性を高めた人格権侵害などを理由に、集団的自衛権の行使の差し止めと、法成立で受けている精神的苦痛に対する慰謝料などを求める国賠訴訟を全国8つの高裁所在地の地裁に提起する。具体的争訟の解決に付随してのみ法令の違憲審査ができるという付随的違憲審査制を採っている憲法81条の下でどこまで司法が踏み込めるかが第1の焦点であるが、全国の戦争法違憲、恒久平和主義堅持を願う幅広い声を集める運動的な意義は大きい。

3 ただし、こうした反対運動の盛り上がりの継続の一方で、安倍政権が、「戦争する国づくり」の戦略を着々と実行していることを、看過すべきではない。実際の戦争遂行体制の確立のため、オスプレイ10機の配備が決まった横田基地内には、航空自衛隊の航空総隊司令部がすでに移転し、そこに米軍・自衛隊の「共同統合運用調整所」が常設されることとなり、防衛省の地下には、自衛隊の最高司令部としてあらゆる情報が集約される中央指揮所が置かれ、米側トップとして太平洋軍司令部が新たに名を連ね、日米一体化と自衛隊の従属化がさらに進む危険が高い。自衛隊が、海外の武力紛争地域や危険地域で、南スーダンPKOでの「駆けつけ警護」や治安維持の任務についたり、南シナ海の米軍の「航行の自由作戦」にイージス艦を派遣するなど平時からの米艦等の防護等のための「情報収集、警戒監視及び偵察」(ISR)の任務についたり、地域社会の破壊活動である米軍のシリア空爆の兵たん任務を分担するなどの危険は、選挙をにらんで先送りされながらも、実施されつつある。すでに、「国家安全戦略」司令塔の国家安全保障会議が設置され、軍事・外交・治

安情報の管理・統制をする秘密保護法が制定施行され、新「防衛計画の大綱」・中期防計画では無人機グローバルホーク、オスプレイ、水陸両用車の購入や強襲揚陸艦の導入調査が開始され、武器輸出3原則を廃棄し防衛装備庁を新設して兵器の共同開発・輸出促進をし、首相自身が原発・インフラ輸出のための外遊に血眼になっている。脅しと懐柔のマスコミ対策、教育改革や教科書検定、道徳教科化など心の支配作戦、ヘイトスピーチや「公平中立」を装った反政府的言論の種々の締め出し攻撃も実行されている。盗聴法拡大や共謀罪の一般化などの治安立法の整備も開始された。まさに、この国の専制政治化、軍事大国化は急速に整備されつつある、と言わなければならない。そして、その終着駅に予定されている憲法明文改憲の危険は遠のいてはいないことを銘記すべきである。安倍首相のホームページを見ると、「『戦後レジーム』からの脱却、すなわち、憲法を頂点とした行政システム、教育、経済、雇用、国と地方の関係、外交・安全保障などの基本的枠組みは、時代の大きな変化についていけなくなっている。脱却を成し遂げるためには憲法改正が不可欠」との趣旨を公言している。そのうえで、憲法改正が必要な理由として、第1に生半可な憲法制定経過の理解、第2に小手先の法文いじり、第3に憲法前文の表面的な攻撃、その代わりに「わたし達は断固として国民の生命、財産、領土を守る」という決意を明記せよという軍事万能主義を挙げている。安倍首相の地元の山口県では明治維新策源地150年記念と銘打ち、2018年を祝う行事などが行われているが、連続2期6年の自民党総裁任期満了の18年を最短とし、場合によっては、首相周辺から出ていると言う、**任期**を「3期9年」まで延長しても、憲法明文改憲を狙っていることは疑いが無い。この暴走を止めることは、今の時代に生きる者の使命というべきである。

- 4 「戦争する国づくり」を止めるために、ぜひ心したい、と思っていることがある。安倍首相は、最初の首相就任以来、「強い日本をつくる、取り戻す」と言い、実際にも、憲法改悪とともに、「日本を世界で最も企業が活動しやすい国にする」として遮二無二新自由主義経済政策を押し進めていることである。軍事大国化を支える「強い経済」をつくるのが、安倍政権の譲れない基本であり、「既得権益の岩盤を打ち破るドリルの刃になる」と称して様々な大切な規制を緩和し、国家財政を総動員して大企業にサービスし、大企業の国際競争力を拡大強化する新自由主義政策の道が最良である、と信じて止まないのであろう。このために粛々と実行しているのが、経済の金融化、消費税増税と法人税減税、労働力保護制度の緩和、社会保障制度の縮減、原発推進、公共サービスの解体・産業化の推進、TPP合意などである。この道が、著しい格差と貧困を生み出し、さらに拡大している様は、眼前にみるとおりである。昨年、第15回大佛次郎論壇賞を受けた井手英策慶応大学経済学部教授の「経済の時代の終焉」は、最初に「なぜ経済的な自由が人々の心をとらえて離さないのだろうか。どのように市場経済が人間の公共性、共同性の領域を蝕んできたのだろうか」と問い、最後の章で、「私たちが生きているのは、経済が社会的な価値のかなりの部分を方向づける時代である。」「そんな経済の時代を終焉させるということは・・・経済を制御可能な正しい場所へ誘い、互いに助け合う、ささえあうという人間の本来の性質に輝きを取り戻させることで、より人間の顔をした経済とよりよい生の条件を作る、そのような時代が変わるということである。」という回答

を引き出している。安倍政権の規制緩和政策により生存権を侵害され縮減されている人が、主権者として、権利侵害を是正させ、正しい規制を実施し、互いに共存する福祉型経済社会を創設するために協力共同することと、「戦争する国づくり」をストップさせることとは、安倍政権の基本政策に反対するという点でも、人間の本来の性質に輝きを取り戻させるという点でも、同じ道であるように思われる。そのような形で、労働者、勤労者、中小業者、自由業者、農漁民など各層からの生活感覚からの同意を取り付けることが、戦争法廃止署名の対話などの中でも、必要なのではないのか。また、それでなければ多数の支持を真に獲得することは難しいのではないかと、思われる。

## 「廃止しよう！戦争法」 東京支部憲法運動交流会第6弾！

### 情勢報告

代々木総合法律事務所 長澤 彰

#### <世界をめぐる情勢>

- ・ IS をめぐる情勢 ヨーロッパ全体がシリアにおける IS 攻撃の流れ
- ・ アメリカ銃乱射事件 トランプ発言→支持高い
- ・ 各国の選挙・・・難民移民排斥を掲げる「極右政党」の台頭  
フランス、スイス、ポーランド、ギリシア、クロアチア、ドイツなど
- ・ トルコ ロシア戦闘機銃撃
- ・ 南シナ海 米国「自由の航行作戦」継続 米国からの要請があれば日本が行く  
→ASEAN「行動規範」へ 協議継続  
アメリカを支持しているのはベトナム、フィリピンのみ。  
中国「ベトナム、フィリピンは先にやっている」  
中国だけが悪いというだけでは問題は解決しない。

#### <日本をめぐる情勢>

- ・ 南スーダン・PKO「駆けつけ警護」→安倍政権「参院選に先送り」  
→必ず紛争に巻き込まれる
- ・ シリア空爆支援→米国がいつ「出てこい」と号令をかけてくるか  
→安倍「法的には可能」
- ・ 野党共闘「統一候補」の動き→民主「統一候補」、熊本県市民 48 団体による統一候補申入れ合意、元熊本共同 LO の弁護士阿部広美さん（2005 年登録）

東京でも統一候補を出しても良いのではないかという話もある。

- ・日米「同盟調整メカニズム」設置 (11/3)  
→横田・防衛相に拠点。平時から動き出す
- ・在日米軍経費 7278 億円  
「思いやり予算」9465 億円 (130 億円増) (2016~2020 年)
- ・集团的自衛権の憲法解釈変更 内閣法制局 協議書残さず
- ・明文改憲の動き  
→改憲 1 万人集会@武道館、1000 万人署名を呼びかけ、安倍も参院選を改憲の足掛かりにすると発言、緊急事態条項の創設「100 日継続・延長可能」(自民党改憲案)、共謀罪創設、「平和のための新 9 条論」(東洋新聞・こちら特報部、集团的自衛権は認められないことを明文化しようという提案)、橋下徹「参院選が勝負。自民・公明・大阪維新で 3 分の 2 を獲得し、憲法を改正したい」)
- ・辺野古新基地建設、宜野湾市長選挙 (普天間基地返還後のディズニーランド誘致問題)、「オール沖縄会議」結成 (12/14)
- ・衆参同時選挙→一気に両院で改憲勢力「3 分の 2」をめざす。改憲に突き進む意図を代弁。公明党にとっては厳しいので、なかなかそうはならないだろう。しかし、できるだけ早く衆議院解散総選挙をしようという動きがある。
- ・マスコミ報道等→NEWS23 岸井キャスター批判の読売・産経意見広告、岸井氏降板決定、右翼団体「草莽くっきの会」→鳩山ゆきお襲撃、脱原発経産省前テントの市民グループ脅迫
- ・秘密保護法→会計検査院「業務に支障」(2013 年指摘)「特定秘密が検査対象の省庁から提出されないおそれ」
- ・石垣島に陸上自衛隊配備の動き、西南諸島への自衛隊配備の流れの 1 つ、与那国島 150 人、宮古島 700~、奄美大島 550→ すべて中国へのけん制。

#### <課題>

##### (1) 戦争法廃止の運動継続

- ・2000 万人署名
- ・参院選 野党共闘、野党統一行動
- ・3 日 (「アベ政治を許さない」掲示)、19 日 (戦争法廃止)
- ・違憲訴訟の会 12/21「全国提訴の記者会見」@衆院第 2

##### (2) 南シナ海への監視活動

- ・自衛隊のイージス艦派兵の危険性 (2 隻 3000 億円)
- ・中国への人工島建設中止とアメリカへの「自由航行作戦」中止が運動の中心になっていくだろう。
- ・ASEAN は中国を含めた「行動規範」協議→動きをさらに進める、アメリカは撤退させる

### (3) シリア空爆

- ・アメリカから要請があったとき、日本独自の中東への関与を考える必要がある。

### (4) 南スーダン・PKO

- ・派遣する部隊も人数も決まっています、あとは政治判断だけ。

### (5) 辺野古新基地阻止

- ・1/15～16 沖縄拡大常任幹事会への参加（とくに新人を）
- ・宜野湾市長選挙支援

### (6) IS テロ対策

- ・報復と憎しみ連鎖の遮断
- ・偏狭なナショナリズムとの対決
- ・人、もの、カネを絶って行く。戦闘員がトルコから入れないようにするだけで全く違う。武器や弾薬を相手方から奪う。ISが持っている武器・弾薬はほとんどアメリカ製。これを絶つ。カネを絶つこと。石油を売却している。トルコがそれを買っている（ロシア談）。トルコ経由で石油が売られている。トルコの姿勢でISに支障がでる。世界遺産を爆破して密輸している。トルコ経由。トルコの役割が大きい。サウジからお金が流れているという話もある。国際的な約束をすることが必要。
- ・イスラムとの融和・強調。キリスト教と対立させるのではなく、仏教国の日本が間に入って強調を計ることが大切。
- ・貧困・差別というテロの土壌をなくす。空爆だけでは問題は解決しない。

### ◆ 質疑応答・意見交換

- ・ヒト、モノ、カネを絶つといったときに、石油施設を空爆するという方法は有効ではないのか？ 水源も空爆するとか。  
→働く民間人の殺傷行為を伴う。問題は解決しない。空爆にはそれに伴う被害が生じる。空爆の弱点は、戦闘員は民家に逃げ込む。民家は空爆できない。施設を空爆しても効果が上がらない。
- ・ルートを決つにはどうしたらいいのか？  
トルコが買っているか、トルコを経由してどこかが買っている。トルコを通らないと他にもいかないから、国際機関がチェックすることがトルコ政府の了解を得て必要になる。トルコは通行料もとって莫大な利益を得ている。
- ・サウジも援助しているという話もある。
- ・ISに対して、いまどうやってぶっつぶすかという話は現実的ではない。ISをどうやって修正するかを議論しなければならないのではないのか。ISの支配地域は大きくなりすぎた。テロ集団じゃない人たちも多数いる。これを認めて、どうやって修正するか。
- ・供給を絶って、根絶するしかないのでは？ ISに金があって力もあるから協力する。暴力団と同

じ。

- 西側諸国の革命がうまくいったところは、いまは過激派になっている。I Sはアメリカの中東政策の最大の失敗。
- サウジアラビアがI Sを支援していて、サウジをアメリカが支援している。茶番。シリアは社会主義国。だからアメリカがつぶそうとしている。武力ではなく選挙で変えたミャンマーの民主化をモデルにすべき。
- テロを絶つために、暴力集団をなくすたかいととも、中東の線引きに対する不満を解消すべき。
- 軍事の歴史の中で空爆で勝った歴史はない。地上軍を派遣して成功した例もない。
- イラク軍 3万人を目標にしていたが、実際は500人。みんな逃げちゃう。いま主力はクルド人。クルド人を応援するが、トルコが良い顔をしない。軍事的に解決するには、天才司令官がいないと現実的ではない。
- 国際社会にはたらきかけるのが宗教がわからない日本の役割。
- 南シナ海への自衛隊派遣について。戦争法制の下でも根拠がない。アメリカ軍の武器（艦船）を防御するという条項だけ。国民の支持を受けられるか。そこで何かあったらどうするか。
- 南シナ海では、尖閣問題と比較しても国民の関心が薄い。自衛隊派遣は無理ではないか。
- 経済的なメリットはあまりないように思える。南シナ海の領有は中国ができたときから主張している。中国の主張は近代国際法の枠の中に入らない。国際法上も誰のものかはわからない。

## 戦争法廃止に向けて、各事務所の今後のとりくみ！

### • 東京法律事務所の運動

超党派の共同への動き。東京25小選挙区に拠点の事務所に目星をつけてはたらきかけて、その単位で定期的な街頭宣伝を継続的にできないか、小選挙区から出そうな候補者のスタンスを市民にわかりやすく解説するブログなどを考えている。左翼団体ではない人たちにもどう広げられるか。担い手が事務所にいない。他の地域にどう拠点をつくるのかは検討がつかない。民主党の海江田万里も戦争法を白紙に戻せと言っている。プレッシャーをかけている。

### • 代々木総合法律事務所の運動

杉並では、これまで地域9条の会ががんばっていたが、戦争法の問題から、若者の団体ができた。超党派でNO WAR 杉並という運動がされている。クリスマスにも企画がある。

中野でも、シールズと制服向上委員会、青井みほさんのトーク企画。盛り上がった。渋谷でも戦争法NOの集会を開いた。

民主党は、呼ばなければ生きていけないので、呼ばば来る。



大学前での宣伝活動（青山大学、津田塾大学）、18歳選挙権を意識して大学前などでの宣伝も位置づけたら良いと思う。

- ・東京南部法律事務所

事務所主催で地域に呼びかけて実施した大きな企画が成功した。今後、毎月19日+1日（毎月2日）街頭宣伝をする予定。2000万人署名も集めている。大田地域で10万筆の目標があるので、その5%に影響力をもっているとして、5000筆（所員1人200筆）を目標とした。これからも憲法喫茶、憲法カフェを地道に続ける。超党派での「オール大田」のとりくみもある。宣伝もやった。駅前で100人以上集まって宣伝。規模を大きく、幅広く運動していく。大田区議会のうち自民・公明・維新を除く党派すべてで運動している。その接着剤となっているのが、「弁護士9条の会おおた」。日弁連のとりくみになっている。

- ・八王子合同法律事務所

集会などの参加が幅広く、多くなっていると感じた。9条の会主催で八王子市民パレードをしていた。3月、5月、6月に200～300人。5月3日の憲法集会の後くらいから、いろいろな団体が共同して活動できるようになった。「NO WAR 八王子アクション」。7月の集会には700人集まった。記者会見も開いて新聞にも載った。8月30日の集会、駅前のデッキが人でいっぱいになった。強行採決前は誰かが国会前に駆けつけて所内に報告。戦争法成立後もアクションを続けた。少ない時は300人、多い時で800人が参加している。事務所からスピーチ、コールの要員を出している。三多摩地域では、12月20日に「ジャック・ザ・多摩センター」を実施する。「若者9条の会三多摩」が企画している。これに向けて毎週宣伝をしている。民主党の小川敏夫、維新の間山、共産党の宮本議員が来る。若者憲法集会八王子（わかち）が企画をやっている。事務所の弁護士が講師としてクイズ形式で講演。「平和を愛する文化祭」でもその時のクイズを展示した。

- ・東京東部法律事務所

すみだ9条の会での宣伝行動、ママの会墨田との共同での宣伝、2000万人署名にも取り組んでいる。小沢隆一さん講師で結成10周年の記念講演。今後、いろいろな企画を大小問わず実施する、他の9条の会との連携、他の団体との連携。

- ・東京支部として行動提起

2つの署名がある。総がかりのと日弁連の。どちらでもいいので、支部として5万筆を目標に。1人100筆を目標に。早々に5万を突破したら、その先に10万筆を目標に。各事務所に毎月集約して発表する。署名推進本部を立ち上げる。

# マイナンバー違憲訴訟について

東京合同法律事務所 瀬川 宏貴

## 1 はじめに

昨年10月から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（「マイナンバー法」）に定める12桁の個人番号（「マイナンバー」）の通知が開始され、本年1月からマイナンバーの利用が開始された。

マイナンバーは、「社会保障」と「税」、「災害対策」の3つの分野で利用が開始される。まず、この3分野の手続きで、本年1月から、自治体や勤務先の会社、証券会社などにマイナンバーを届け出ることになる。

## 2 法改正による利用拡大

さらに、利用開始前でもあるにもかかわらず、昨年9月にマイナンバー法の改正が行われ、利用範囲が拡大された。

これにより、2018年から個人の預貯金口座とマイナンバーが結び付けられることになる。この改正では、マイナンバーを金融機関に伝えるかどうかは個人の任意となっているが、国は「2021年以降に義務化の検討もありうる」としている。この預貯金口座への拡大により、マイナンバーの利用範囲が格段に広がることとなる。その他今回の改正により、メタボ健診や予防接種の記録もマイナンバーと結びつけられることになる。

## 3 マイナンバーの概要～住基ネットとの相違点

住基ネットとの相違点からマイナンバーの概要を述べると、以下のようになる。

まず、扱う個人情報の範囲では、住基ネットは、氏名、生年月日、性別、住所のいわゆる4情報に限られていたのに対し、マイナンバーでは、社会保障や税金、3年後からは預貯金口座に関する情報など極めて機微性が高いものも対象となる。

次に利用の範囲で言うと、住基ネットは行政内部の利用に限られていたのに対し、マイナンバーは前述のように広く民間で利用される。

したがって、社会保障や税金、金融といった分野において、行政機関のみならず民間においても、膨大な数のマイナンバー付きの個人情報データベースが作成されることになる。

また、現在、各世帯にマイナンバーを通知する「通知カード」を配布しているが、これとは別に、各人の申請により、マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別を記載し、顔写真のついた、ICチップ入りの「個人番号カード」を配布する予定である（住基カードは有料であったが、個人番号カードは利用拡大のために当面無料で配布するとされている）。

国は、この「個人番号カード」を、身分証明証、健康保険証、印鑑登録証などとワンカード化することを目指すとしており、また、国家公務員の一部については、本年4月から、身分証明書と個人番号

カードの一体化が計画されている。

しかし、「個人番号カード」を申請し、身分証明書として使うことになれば、マイナンバーを持ち歩くことになり、マイナンバーの漏洩の危険が格段に高まることになる。

#### 4 漏えい、名寄せ・突合、成りすましの危険性

このように、マイナンバーは、民間利用、個人番号カードの利用という点からみて漏えいの危険性が高いものであり（ただし、昨年6月の年金機構からの年金情報流出のように行政機関からの漏えいの可能性も十分にあり得る）、漏えいした場合のプライバシー権の侵害は重大であり、かつ、個人情報の回収や修正等は極めて困難である。

さらに、一旦漏れた個人情報は、マイナンバーにより、名寄せ・突合（データマッチング）することが可能となる。漏えいした個人情報の名寄せにより、本人の関与しないところで、その意に反した個人像が勝手に作られることになり、かつ、場合によっては、成りすましによる被害が生じることになる。

#### 5 マイナンバー違憲訴訟の提起

このようなマイナンバー法の廃止をめざし、マイナンバーの差止等を求めるマイナンバー違憲訴訟を昨年12月1日に各地で提訴した。現在、仙台地裁、新潟地裁、東京地裁、金沢地裁、大阪地裁に係属中であり、今後、横浜、名古屋、福岡の各地裁での提訴を準備中である。

訴状では、プライバシー権侵害等を理由として、マイナンバーを収集、保存、利用、提供をすることの差し止め及び国家賠償等請求等を求めている。訴訟では、マイナンバー制度により、国民の個人情報漏えいの危険性がどこまで具体的に生じているかを主張立証できるかがポイントになると考えられる。

住基ネットの施行の際も、差し止めを求める訴訟が全国各地で提起されたが、その際は、2005年5月30日の金沢地裁判決、2006年11月30日の大阪高裁判決と2つの違憲判決が出ている。前記のとおり、マイナンバーでの個人情報漏えいや不正利用の危険は、住基ネットと比べて格段に高い。例えば、前記大阪高裁判決を破棄し、住基ネットを合憲とした最高裁判決は、プライバシー侵害の具体的危険性がないと判断した理由の一つとして、住基ネットがデータマッチングを禁止していることを挙げるが、マイナンバーではそもそもデータマッチングを目的としているのである。

今後は、各地の運動と連携しながら、裁判所に対し、マイナンバーの違憲性を訴えていくことになる。皆さまのご支援をお願いしたい。

# 早稲田大学争議の解決と今後の闘い

東京法律事務所 中川 勝之

## 1 はじめに

早稲田大学と首都圏大学非常勤講師組合（東京公務公共一般労働組合大学・専門学校非常勤講師分会、以下「組合」）との間の争議は、報じられているとおり、一定の解決を見た。団通信の本年1月11日号に報告があり、また、争議途中であったが東京支部の第42回定期総会の特別報告集にも報告があるので、それらとの重複をできるだけ避け、若干コメントする。

## 2 非常勤講師の怒りが爆発！

大学の非常勤講師の労働条件は劣悪である（「大学非常勤講師の実態と声 2007」で検索可能）。それでも、ふとしたきっかけ、専任教員と少し人間関係でぎくしゃくしたといった等の理由で雇止めになることも少なくない。ただ、そうしたこともなく専任教員とも上手く付き合えれば、本人が希望する限り一定数のコマで長年勤続できた。10コマ前後を担当することもできた。しかし、労働契約法「改正」で雇止めが促進されるのではないか、「せめて雇用継続を」と非常勤講師が立ち上がったのである。

争議の中で、早稲田大学は、雇用継続を破壊する契約更新上限設定・雇止めだけでなく、劣悪な労働条件による影響をとどめる担当コマ数の引きはがしまで画策していたことが判明した（2012年11月2日の学術院長会「有期労働契約の規制と大学の雇用管理について」と題する書面）。

早稲田大学での組合員数が10数名だったのが約150名に拡大したのは、非常勤講師の潜在的には持っていたであろう労働条件に対する不満も爆発したからにほかならない。

## 3 学内世論と運動で追い詰める

組合は累計数万枚のチラシで大学の動きを逐一知らせるとともに、組合加入を訴えた。複数の大学で担当コマ数を持つ非常勤講師がほとんどでチラシ配布も容易ではなかったが、粘り強い働きかけで学内世論を作っていた。

第三者機関も活用した。就業規則にかかる労基法違反について刑事告訴・告発をするというアイデアは佐藤昭夫早稲田大学名誉教授の発案によるとのことである。これはマスコミにも注目された。もちろん、マスコミ頼りではない。組合として主張と証拠を整理し、不誠実団交についての不当労働行為救済申立を行った。これには基本的には弁護団の関与もなく出席もしていない。

専任教員の組合との関係もいろいろあった。運動の広がりや、組合には日本語非常勤インストラクターも加入し、それにかかる就業規則の過半数代表選挙では専任教員の組合の推薦候補者と組合の推薦候補者の一騎打ちとなった。あいにく組合の推薦候補者は過半数代表になれなかったが、それ自体も運動として取り組んだのは組合ならではである。

## 4 今後の闘い

年収千数百万円の専任教員との賃金格差は大きいですが、解決金をぶんどって離職して次の職場、という争議ではない。職能別組合としてのメリットを活かし、首都圏の大学の非常勤講師全体の底上げを図っていこうとしている。

## 新人紹介

### 東京南部法律事務所 大住 広太

新たに自由法曹団に加入させていただきました67期の大住と申します。私は、2014年12月、東京南部法律事務所に入所し、弁護士として仕事を始めて1年が経過しました。まだまだ分からないことが多く、あたふたしている毎日ですが、事務所の先輩方、事務局の皆さん、地域の民主的団体の皆さん、そして自由法曹団をはじめとする様々な法律家団体の皆さんに支えられ、充実した毎日を送っています。

私が弁護士を目指したきっかけとなったのは、法律事務所の事務員を務める母です。母からは、様々な社会問題とその背景、弁護士として何ができるかなど、日常生活の中で教えられてきました。

大学生になってからは、幸運にも様々な出会いに恵まれました。新宿駅前で街頭労働相談ボランティアを行ったり、1年次のゼミでは、ハンセン病患者療養施設である全生園に伺ってお話を聞かせていただいたり、御巢鷹山への慰霊登山を行ったりと、多様な経験をすることができました。このような活動を経て、法律で、様々な社会の理不尽なことによって困っている方々の力になりたいと考え、弁護士になろうと考えるようになりました。

自由法曹団は、幼いころに母に総会か5月集会に連れて行ってもらったような気もしますが、明確に認識をしたのは修習生となってからです。自分が学んできた多くの憲法訴訟やえん罪事件に、自由法曹団の先輩方が取り組んでいらっしゃったことを知り、自分もそのような社会問題に取り組み人権を守る弁護士になりたいと思い、入団いたしました。様々な先輩方の経験を伺っていると、自分なんかにもそのようなことができるのか不安になることもありますが、自分なりに社会での問題を見つけ、それに困っている人々を救う手助けができればと思っています。

現在では、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団、首都圏建設アスベスト訴訟弁護団に所属し、少しでも原告の方々の力になればと思い、できることを精一杯やっています。

2015年は、安保法制の成立に関連して、大きく社会が動いた年でした。私も、何度も国会前に足を運んだり、地域での学習会を行ったり、街頭宣伝を行ったりしました。日本が悪しき方向に大きく方針転換しようとしている時期に弁護士になったからには、これを阻止するため全力を尽くす所存です。

今後も精進していく所存ですので、これからも皆様からのご指導ご鞭撻をよろしく願いいたします。

# 若手弁護士へのメッセージ

白石法律事務所 白石 光征

支部ニュースの「若手弁護士へのメッセージ」への投稿を依頼されたとき、一度は、「僕には若手弁護士へ何かメッセージを伝えるような活動歴はないから」と断りかけましたが、私みたいな自由法曹団員もいるということが、これから長い将来、団員弁護士として、そしてまた、団員以前の何よりも職業人としての弁護士として、仕事をしていかなければならない若い人達に何がしか参考になることがあるかもしれないと考え直し、小恥しさを忍んで、この一文を寄せることにしたものです。

## 1. メーデー事件の裁判闘争から

1970年4月に弁護士登録をして(22期)、東京合同法律事務所へ入りました。

事務所に入ってすぐメーデー事件の控訴審弁護団に“放り込まれ”ました。メーデー事件といっても、今の若い人たちは、名前ぐらいは聞いたことがあっても中味はほとんど分からないと思いますのでごく概略を紹介しますと(そんなの知ってるよという方がいられたらゴメンナサイ)、まず、メーデー事件裁判闘争史の「はしがき」には、次のようにあります。

「1952年5月1日、第23回メーデーの日に、東京で開かれた中央集會に参加した数万人のデモ隊は、その使用を禁止されていた皇居前広場(人民広場)にむかって行進した。広場では数千人の警官隊がデモ隊にむかっておそいかかり、警棒をふるってなぐり、催涙ガス弾をなげ、つづいて拳銃を発射した。

デモ隊は潰走した。その一部はプラカードの柄をふるい、石を投げて抵抗した。その衝突は広場の全域から日比谷公園、有楽町、丸の内一帯に及んだ。名づけてメーデー事件という。

この事件で騒擾罪の容疑により逮捕された者1332名、起訴された者261名に及ぶ。裁判は、1970年1月28日の東京地方裁判所の判決をへて、1972年11月21日の東京高等裁判所の判決により、騒擾罪につき全員の無罪が確定した。事件発生以来、20年余の年月がたっていた。これがメーデー事件裁判であった。」

では、メーデー事件はなぜ起きたのか。これを理解しないとメーデー事件の本質は分かりません。これも、上記「闘争史」によって概略を紹介しますと…

戦後初めてのメーデーは(戦前から通算して第17回)、1946年5月1日、皇居前広場で開催されました。以後、1950年まで毎年、ここで中央メーデーが開催されてきました。そのほか大きな大衆集會はほとんどここで開催されてきたために、皇居前広場は人民広場と呼ばれてきました。ところが、政府とGHQは、1951年には、ここをメーデー会場として使用することを許可しませんでした。ほかに中央メーデー規模の集會を開ける場所がないため、第22回中央メーデーの開催はあきらめざるを得ませんでした。翌1952年にも政府・GHQは使用を許可しませんでした。そこで、

総評（これも知らない若い人が多いでしょうが、日本労働組合総評議会が正式名称で、社会党系労働組合のナショナルセンターでした）は、使用不許可処分取消の行政訴訟を提起しました。これについて、東京地裁（裁判長新村義弘）は4月28日、中央メーデーのための使用は皇居外苑の本質に適合する、使用不許可は集会等の自由を保障した憲法21条に違反する、として不許可処分取消の判決をしました（判決全文を読むと、新憲法下での裁判官の気概というものを感じます。）。この判決の宣告は、講和条約の発効によって日本が「独立」したその日になされました。独立した国民の権利意識に強く訴えたことはいうまでもありません。人民広場を要求する大衆は、この判決によって一層法的確信をかためたのでした。しかし、政府はこの判決に服せず控訴して判決の確定を阻止しました。実行委員会は、やむなく会場を明治神宮外苑に移して、第23回メーデーを開催しました。こうして、人民広場は、人民大衆の手から奪われたのでした。

メーデーは、破防法反対ゼネストの盛り上がりの中で、「再軍備反対、民族の独立を闘いとれ、低賃金を統一闘争で打破れ」の中心スローガンで盛大に行われました。大会決議の中に人民広場開放決議もありました。デモ行進は、いくつかのコースに分かれていましたが、そのうち、日比谷公園を解散地点とするコースを行進してきた参加者の一部は、「アメ公帰れ」「ヤンキーゴーホーム」などと唱和しつつ、そのまま人民広場に行進しました。それは占領軍の撤退と民族の独立の要求であり、占領支配弾圧にほかならない広場使用禁止に抗議し人民広場を取り戻すことでした。そして、そこでもう一度、メーデーを祝福しようということでした。

しかし、時の権力はこれを許しませんでした。メーデーにおける統一と団結が人民広場へ行進することによって一層固められ、労働者階級を中心とする大衆運動をさらに大きく前進させるならば、侵略と人民抑圧のサンフランシスコ体制の前途は危うくなる。サンフランシスコ体制の出発点において、つまり1952年5月1日というその日に、高揚する運動は粉碎されなければなりません。ここに、騒擾事件をつくりあげる政治的必然性があったのでした。メーデー事件は、まさに、政治的弾圧事件でした。ここに、事件の本質がありました。警官隊の攻撃がいかにか残虐であったかは、2人の20歳代の青年を殺し（1人は後頭部を警棒で強打され5日後に死亡、1人は拳銃で射殺）、1千数百名に重軽傷を負わせたことに示されています。

この日、警官隊のデモ隊に対する攻撃は、大きく2つの段階がありました。東京地裁の第一審判決では、第1段階の警官隊の実力行使は違法であり、騒擾罪不成立としましたが（約半数の被告が無罪）、しばらく時間をおいた第2段階では警官隊のデモ隊排除活動は適法であり、騒擾罪が成立するとしました。そこで、被告100名全員が控訴し、東京高裁において第2審がはじまったのでした。（騒擾罪《現代語化により今は騒乱罪》は大衆集会参加者を一網打尽にできる大衆運動弾圧の機能をその本質とするものですが、詳しくは紙数の関係で割愛します。）

メーデー事件弁護団は、第一審では、上田誠吉・石島泰・松本善明・中田直人・坂本修・安達十郎・新井章さんら12人の弁護団体制でしたが、それを第二審では拡大することになり、6人の若手（菊池紘・原田敬三・熊谷悟郎さんと私と同期では飯塚和夫・松本津紀雄さん）が加わり、総勢18名で

控訴審に臨みました。控訴審は、1972年11月21日、第2段階での警官隊の実力行使を違法と断じ、騒擾罪不成立、その関係被告の全員無罪を言渡しました。この無罪判決は、12月初め、検察庁に上告を断念させることによって確定し、ここにメーデー事件裁判闘争は、事件発生後20年7か月を経て、完全勝利で幕を閉じたのでした。

私のメーデー事件弁護団としての活動は、裁判闘争に限れば2年7か月と短期間でしたが、本当に密度の濃い（仕事の大部分はこれに充てられていたように思います）、貴重な経験をさせてもらいました。ここでは2つのことだけ触れておきたいと思います。1つは、事実の論証ということについて、もう1つは、弁護団事務局というものについてです。

(1) 控訴審弁護団の最初の大仕事は、控訴趣意書の作成でした。何回かの弁護団会議を経て執筆分担が決められ、私は、上田さんと事務所がいっしょなので執筆分野も同じ範囲がいいだろうということで一審判決が騒擾罪が成立したとするその時点の直前のデモ隊の状況と直後の警官隊とデモ隊の「衝突」の真相の究明を上田さんと担当することになりました。上田さんは重複しないように私に具体的に執筆範囲を示され、合宿（一番長いときが2週間）では同じ部屋で、文字どおり上田さんの驥尾に付す形で作業しました。そこで上田さんが操った手法は、徹底的に客観的証拠、特にニュース映画フィルムによって、事実関係を究明するというものでした。メーデー事件では、たくさんのニュース映画フィルム、写真が証拠採用されていました。映画フィルムを手回しで速度を自由に操って見られるビューアという機械を使い丹念に一場面一場面を繰り返し見、それだけでなく、その一コマコマを現像してアルバムに貼りつけてルーペを使って分析し（アルバムは何冊にもなりました）、警官隊の動きとそれに対するデモ隊の反応を明らかにして、一審判決の事実誤認を完膚なきまでに論証したのでした。同じ分野を担当した私も当然、自分に割り当てられた部分の執筆にそれらを活用しました。ただ漫然と映画フィルムを標準速度で見ていた初めのころは、お一なかなかすごい衝突だなあと印象が強くて、一審判決の事実認定をどう覆していったらよいか、なかなかとっかかりがつかまありませんでしたが、一コマコマを丹念に追っていき、かつ、証言とあわせて検討していくと、デモ隊からは攻撃する姿勢はないのに警官隊が解散措置との名のもとに先制攻撃をしかけ、それに対し、デモ隊は部分的に抵抗しつつ瞬時にして後退、遺滅、敗走していく様子が明らかになったのでした。有罪の根拠とされた証拠は、実はたいへん脆く、逆に無罪の要素を内在させていたのでした。

控訴趣意書では、これら現像写真を随所に貼りつけて読む者の理解を助けるように構成しましたが、それだけではなく、法廷では、被告・傍聴人に分かり易い弁論をということで法廷に広場の大きな図面を用意した上で映画フィルムを上映し、その中で重要場面の一コマコマをスライドで写しながら弁論しました。これが大へん好評でした。被告・傍聴人にわからなければ裁判官に分るはずがないというのが上田さんの持論で、こういう姿勢は弁護団全体のものになっていき、趣意書の陳述も最終弁論の陳述も、いかにして分かり易い法廷にするか各弁護人が工夫したものでした。

証拠の厳密にして入念な検討ということと分かり易い弁論ということは、言われてみれば当然のことなのでしょうが、弁護士の成りたての頃に目の前で具体的にこれを学んだのでした。勿論、これは



民事事件についても言えることです。

(2) 私は、熊谷さん（現在長崎）と共に弁護団事務局に入れられましたが、1年生で右も左も分からず、弁護団事務局長の中田さんの指示されることをお手伝いするぐらいでした。やがて、熊谷さんなどと弁護団事務局専従になり、少しまわりが見渡せるころには、控訴審の山場にさしかかっています。

大先輩が居並ぶ弁護団の事務局に、役に立ちそうもない1年生をなぜ加えたのか、はじめのうちは分かりませんでしたが、やっているうちに、中田さんの意図は、弁護士成りたてで時間的にまだ余裕のある若い者を事務局に入れて勉強をさせ、経験を積ませて、事件弁護団に限らず組織的な活動においては、積極的に事務局を担うようにといるところにあつたのかなと思うようになりました。中田さんは第一審以来の理論家ぞろいの弁護団の議論をリードして（それには自身、事件全体に精通していなければなりません）控訴趣意書の骨子を組み立て、それに若手をうまく配置し、そして、作業日程を設定して裁判所と交渉して趣意書提出日を決め、それにしたがって、弁護団合宿、弁護団会議を節々に組むという、まさに、弁護団運営の中枢を担っていました。そればかりでなく、被告団（けっこう一家言の持ち主も多かった）や支援団体の会議にも若手事務局や弁護団を伴って小まめに参加し、その意見・雰囲気や弁護団全体に伝え、また、裁判情勢や弁護団の考えていることも分かり易く被告団・支援団体などに説明するという、被告団などと弁護団の橋渡しの役もこなしていました。そして、どのような会議においても、どのような人との接触においても、大へん謙虚でした。その人柄と相俟って、被告団の信頼は厚く、それは即、被告団と弁護団との最後まで揺るぎのない信頼関係の基礎でした。傍らでみていて、弁護団事務局長というもののあり方を強く印象づけられました。

そのほか、中田さんといっしょに仕事をするなかで（メーデー事件に限らず）、弁護士は、オールラウンドプレイヤーであると同時に、1つ2つについてエキスパートでもなければならぬということも教わりました。内野はどこでも守れるがショートを守らせればゴールデングラブ賞をとれるということでしょうか。これは、その後の私の弁護士生活で一つの指針でありました。（中田さんのいいお話は、たいいてい、行きつけのお店でグラス片手に紫煙をくゆらしながらの座談のひとつときであったように思います。これは蛇足です。）

## 2. 住民運動から

メーデー事件も終わった1973年頃から福島等さん、岡部保男さんと神田地区東北新幹線対策委員会という住民運動団体の弁護団として活動しました。これは、当時すでに上野駅まで開通していた東北新幹線を東京駅まで延長するために新たに高架鉄道を敷設する必要があるということで、神田駅周辺の高架下の土地を借りて建物を所有し、営業と生活を営んでいる200軒近くの人たちが、国鉄（当時）から無条件の立退きを迫られていることに対し、住民が強く反発し、それこそ思想信条を超えて一斉に立ち上がった大きな住民運動でした（この住民運動のなかで地元共産党区議の鈴木栄一さんの果たされた役割には大へん大きなものがありました。）。国鉄の立退請求の根拠は、高架下土地利

用は、単なる「使用承認」で借地法の適用はなく、いわば恩恵的に土地を使わせているだけで（だから地代といわず使用料といってる）いつでも無償で立退きを求めることができるというものでした。弁護団は、小学校講堂での大きな住民大会やブロック毎の集まりに呼ばれては、東京駅までの延長については都市交通論の見地から（福島さんが集中的に研究）、高架下土地の利用関係については借地法の見地から、国鉄の主張の根拠のないことを力説し、住民運動の正当性を強調しました。

この運動に関与するなかで、何か一つエキスパートになること、この運動では、借地法に精通することの大事さを痛感しました。借地法で私たちの生活と営業は守られているんだという法的確信が、そして、それを一つの裏付けとする正義は自分たちにあるという確信が、住民運動を支える精神的バックボーンになり、そのことが運動が最後まで団結を守りとおせた要因であったと思います。

この運動は、十数年に及ぶ長い闘いの末（その途中の1983年1月、福島さんと私は堀敏明さんといっしょにお茶の水綜合法律事務所をつくりました）、立退補償金を支払わせ、かつ、新幹線工事完了後は再びもとの場所に戻って建物を新築し所有することができるという大きな成果をあげることができました。高架下に戻ってきた皆さんは、神田高架下借地人組合を組織しましたが（東借連にも加盟）、残された問題は建物新築後の高架下土地利用の法的性質の問題でした。JR 東日本（1987年国鉄が分割民営化）の提示した契約書は、「高架下貸付契約書」と題するもので、「借地借家法の適用はないものとする」と明記するなど、国鉄時代の「使用承認書」をやきなおしたもので、恩恵的に使わせるだけだという姿勢は全く変わっていませんでした。住民からは、こんなのは奴隷契約だと怒りが沸き起こったのは当然でした。弁護団は、借地借家法に則った契約書の対案を作成して、十数回にわたって交渉し（時に激しく）、最終的には、借地借家法の適用を認めさせて期間を30年とするなど、組合側の要求どおりの契約条項にして、名称も「土地（高架下）賃貸借契約書」に改めさせ、91年に結着をみました。この場面でも、借地法・借地問題については人事に落ちないという自信をもって交渉に当ることができ、理論的にJR側（途中から弁護士が出てきた）を圧倒することができたのでした。

神田の皆さんとのつきあいは、こうして、新たな借地関係がスタートしたあとも、時々賃料（地代）増額問題、2000年にはその訴訟事件（途中調停に移行）と続きました。地代問題はもちろん借地問題の重要部分で、これについてもそれまでの何件もの地代紛争を扱ってきた経験と自信がものを言ったのでした。借地借家問題について、それなりに精通することができるようになったのは、弁護士になりたての頃から、一つの借地借家人組合を受け持ち、その関係で植木敬夫さん率いる東借連弁護団の一員になり（今もその末席を汚しています）、いろいろ教えを受け勉強もした結果だと思えます。植木さんは、合同事務所の先輩で（5期）、辰野事件などの刑事事件で顕著な働きをされる一方で、借地借家を含む住宅問題についても造詣が深く運動家でもありました。

### 3. 市民事件から

自分の生活を成り立たせるためには勿論、事務所を維持するためにも、一定の収入をあげなければ

なりません。その“財政”は、多くの弁護士がそうであると思いますが、一般民事事件といわれるものの比重が大きいと思います。私の場合は、大きな民事事件とか労働事件とかいうものはなく、ごくありふれた市民の事件でありました。もう随分長い間、結果的にそういう事件が大きな部分を占めていたような感じです。いわゆる“まち弁”です。

市民事件に取り組むに当って（事件一般についていえることだと思いますが）、常に心がけてきたことは、結果より過程が大事ということでした。この事件は、どう考えても勝ち目はないと分かっている事件でも、一生懸命取り組めば、けっこう何とかなるケースもありますし、たとえどうにもならなくとも、「先生、ここまでやってくれば満足です」と依頼者は分かってくれ、請求しないお金を置いていくことだってありました。結果より過程が大事ということも、合同事務所時代に先輩の仕事ぶりから感得したのですが、たしか、同じような箴言をどこかでみたこともあると思って、中国名言集（岩波）をめくっていましたが、「収穫を問う莫（な）かれ 但（た）だ耕転（こううん）を問え」というのが目にとまりました。清末の有能な政治家・軍事家で優れた文人でもあった曾國藩（そうこくはん）の言葉だとありました。この名言集を編纂した人は、「やみくもに成果をあげようとデータを捏造するなど、今や世は成果主義の悪弊におおわれている。そんな風潮を一蹴し、何をなすべきかを、ずばりと指摘した名言である」とコメントしていますが、この本の刊行は2008年ですけれど、「そんな風潮」は今も全然改まってない、情けない社会に日本は墮してしまっただけのようです。

#### 4. 法律家団体、弁護士会活動から

オールラウンドプレーヤーたれということは、事件活動についてだけではなく、法律家団体や弁護士会の活動をも視野に入れるべきだという意味もあります。事件に追われてそんな暇はないという時期もありますが、しかし、そういう活動もしなければということはいつも頭の隅において、仕事全体の割り振りを考えたらよいと思います。

（1）私の場合は、合同事務所の任務配置の関係で中田さんから日本国際法律家協会（国法協）の事務局をやるように言われました。おかげで法律家の国際連帯運動というのを知り、その背景にある国際情勢にも興味を持つようになりましたが、国法協のような小世帯の事務局になると、自由法曹団のような一定の任期がくれば確実に次の人と交代できるということがなく、かなり長く続けざるを得ませんが（今も副会長ということになっています）、そうして一つの団体（法律家団体に限らず）の運営に長い間一定の責任を負うのも弁護士生活を充実させる意味があるように思います。（国法協の活動についても触れたいのですが紙数が足りませんので省略します。）

（2）私は、弁護士会の活動に実質的に参加するようになったのはたいへん遅く、95年に綱紀委員になったのが最初で（02年に委員長）、以後、紛議調停をはじめいくつもの委員（長）になり、最後は常議員会議長も務めました。いろいろやってよかったと思っています（それは、私の所属する二弁向陽会の配慮によるものですが）。それは、“業界”について視野が広がり、会を身近なものに感じ、そして、勉強にもなったからです。特に、弁護士固有の業務という点からみて勉強になったの

は、綱紀委員会と紛議調停委員会（今も委員ですが）でした。この両委員会にいと、依頼者というものは弁護士に対してどういうところに不満をもっているのか、事件処理に当ってどういう点に注意しなければならないかなどがよく分かり、教えられることが多かったからです。弁護過誤や依頼者とのトラブルにならないためにも、この2つの委員会は、是非経験しておくといよいと思います。

## 5. 団活動について

お茶の水総合時代から、団本部や支部の総会をはじめとする団独自の活動には、ほとんどごぶさたを重ねてきましたが（国法協だけは継続してやってきましたが）、団の活動は、機関紙・誌や総会議案書などによってよく分かりますし、自分の仕事とのつながりが薄く、何か報告したりして議論に参加する材料を持ち合せていなかったからでした（参加するだけでも意義はあるとは思いますが）。团的な事件、活動には直接かかわらなくても（勿論、昨年の国会前集会・デモなどは別）気持ちは団員であり続けたいと思っています。（まち弁団員にはこういう方は多いのではないのでしょうか。）

日弁連の人権大会には、ここ十数年、フルタイム（シンポジウム、大会、懇親会）で参加しています。テーマの選び方、議論の中味など、こちらの方が、正直、私の興味と関心にあう感じがしています。耳学問してくるだけです。

## 6. 日常生活から

まち弁にふさわしく、98年5月から神田の隅っこに“一人事務所”を構えました。一人でのんびりと思ったのですが、結構仕事が舞い込み忙しく過ごしてきました。しかし、忙中閑あり、91年48歳でゴルフをはじめました。やるからには少しでも上達したいと思い、けっこうコースにも通いました。生活にメリハリができ、仕事に張合いをもたらしてくれました。日がな一日、電話もかかってこない緑の世界で白球の行方に一喜一憂するのは、気晴らしにもってこいでした。ゴルフは、依頼者、特に顧問先との親交を深めたり、弁護士にも知り合いが増えたりなどのほか、いくつになっても歩けさえすればプレーできる息の長いスポーツで、趣味の一つとしておすすめ（お金持ちの遊びというのは今は昔の話です）。（なお、不埒なことを言わせてもらえば、団総会などの折にゴルフコンペでも企画したらどんなものでしょう。日弁連人権大会だってゴルフが公式行事になっているのですから、団が同じことをしたからといって世間から批判はされないだろうと思いますがねえ。）

2010年、研修所22期の40周年の同期会がありました。出席された私のクラスの元刑裁教官（なんとメーデー事件控訴審の左陪席。東京高裁長官代行など歴任）が、大平正芳元首相がよく揮毫したという「在素知贅」（ざいそちぜい）という言葉を紹介されました。同じような意味がイギリスの詩人ワーズワースの詩句に「Plain living and high thinking」とあるとも言及されました。研究社の「英和」では、「質素な暮らしと高尚な思考」と訳されています。法曹、とくに弁護士となって40年、高度経済成長の波に乗ってそれなりに財をなしたであろうが（私には無縁）、この詩句とは正反対の生活に陥っていないか、暗に自省を求めたものと受け取りました。

「人は適當の時期に去りゆくのも、また一の意義ある社会奉仕でなければならぬ」と言う先人がいます(石橋湛山評論集(岩波文庫))。含蓄のある言葉だと思います。私が事務所を閉鎖することが「意義ある社会奉仕」などと言うほどおこがましくはないつもりですが、古稀を過ぎた今、知力、体力に衰えを感じ、仕事が遅くなったのは事実で、それが依頼者や関係団体に迷惑をかけることをなによりもおそれています。その意味で、このささやかな一人事務所をうまく誰かに引き継ぐ形で「去りゆく」のも「一の意義ある社会奉仕」になるのかなと考えるこの頃です。

## 7. 最後に

最後に、昨今の私の心境を次の詩に託して、この拙文を終わります。

「 寄りかからず

茨木のり子

もはや  
できあいの思想には寄りかかりたくない  
もはや  
できあいの宗教には寄りかかりたくない  
もはや  
できあいの学問には寄りかかりたくない  
もはや  
いかなる権威にも寄りかかりたくはない

ながく生きて  
心底学んだのはそれぐらい  
じぶんの耳目  
じぶんの二本足のみで立っていて  
なに不都合のことやある  
  
寄りかかるとすれば  
それは  
椅子の背もたれだけ

## 事務局次長退任のごあいさつ

東京合同法律事務所 久保田 明人

2014年2月から東京支部の事務局次長を務めさせていただいておりましたが、昨年10月をもって退任しました。任期は2年だったので、本来であれば2016年2月の支部総会までが任期でしたが、昨年10月から本部の事務局次長に就くこととなり、2つの次長職を兼務する能力は到底ありませんので、残りの任期を前に退任させていただきました。

自由法曹団の役職を担うのは今回の支部次長が初めてでしたので、何もわからないまま就任しましたが、宮川泰彦前支部長、金井克仁幹事長、齊藤園生前事務局長に、支部の活動内容や次長職の仕事内容などを温かく丁寧にご指導いただいたことで、物わがりの悪い私でもなんとか執務できるようになりました。また、普段はあまり交流のない同年代の次長ともつながりができ、任期中は楽しく過ごすことができました。

任期中は様々な活動に関わらせていただきましたが、特に印象深いのが、2015年5月27日に行った『盗聴法拡大・司法取引導入に反対する法律家デモ』です。警察との調整や広報など下準備を担当しましたが、正直、『デモ行進』といえるほどの参加者が集まってくれるかどうか不安でした（20人くらいではないかと・・・）。ところが、当日は平日昼間にもかかわらず多くの団員や事務員の方々にお集まりいただき、約300名でデモ行進を成功させることができました。長い列ができているのを見た時には、自由法曹団関係者の意識の高さと団結力に身震いしました。

次長就任前は5月集会や総会に参加する程度でしたので、自由法曹団をより知って深く関わり始めることができた期間でもありました。また、次長職を通して、団員の様々な考え方・意識に接し、多様な活動をすることで、自分自身の考え方や知見もより広く、深くなりました（おそらく）。団員としても、一個人としても、有意義な期間であったと思います。

任期中はみなさまにご迷惑をおかけしながらも、本当に温かくお世話いただき、どうもありがとうございました。当面は支部団員であり続けるはずですので、一支部団員として今後もよろしくお願ひ致します。

## 支部総会のご案内

昨年は、安倍政権が憲法違反の戦後最悪の法律「戦争立法」を強行したという点で日本の歴史に大きな汚点を刻んだ年になりました。しかし、同時に大きな希望が見えてきています。「戦争立法」に反対する闘いは、一人ひとりが主権者として、自分の頭で考え自分の言葉で語り、自由で自発的な行動が起きた点が特徴でした。来る参議院選挙を、安倍政権は憲法改悪の承認を得る場と位置づけていますが、それに対抗する統一候補擁立の運動も始まっています。

今年、東京支部は「戦争法」の廃止を求める統一署名を団員1人100名集めようと去年の12月幹事会で提起し、推進本部を設置しました。今年の総会はこの取り組みの結節点としても重要な会になりました。

今年の総会の記念講演は、東京新聞記者の半田滋さんです。半田滋はジャーナリストとして、自衛隊の現状や海外情勢などを中心に、「戦争立法」の廃止の展望を、お話をしていただくことになります。

これからの1年の私たちの活動を展望し、是非多くの団員の参加をお願いします。

### ★★★2016年支部総会★★★

場所 熱海KKRホテル

時間 2月26日 13:00～27日 13:00まで(予定)

記念講演 「戦争立法をめぐる日本や世界の情勢」(仮)

半田 滋 (東京新聞記者)

(26日14時から(予定))

## 2016年度 支部長・幹事立候補および推薦の受付

2015年12月17日の東京支部幹事会をもって、第44回東京支部定期総会における支部長及び幹事選出のための選挙管理委員会が発足しました。

選挙管理委員会では、支部長・支部幹事の立候補および推薦の受付をいたします。2016年1月18日午後1時までに、東京支部事務局まで、文書にてご提出下さい。

また各事務所では、会議への出席が可能な団員（数回に一回の出席ができる団員）を推薦下さるようお願いいたします。

2015年12月17日 自由法曹団東京支部選挙管理委員会 委員長 深井 剛史





# 12月幹事会議事録

## 1 情勢討議

### (1) 憲法関係

・松井団員：民主党は自民党に対抗軸を作る必要がある。「緊急事態」となれば、国民の中でもパリのテロの件もあり、受け入れやすいこともある。日本はテロについて弱い国。原発再開している以上、そこを狙われたらひとたまりもない。各国で極右の台頭が続いている（フランスの国民戦線の例。もっとも、何とか押しとどめたが・・・）。アメリカではトランプ氏が支持を集めている。

軽減税率の件、日用品は0%とするならまだしも、10%ではなく8%・・・というのは殆ど意味がない。

・長澤団員：安倍首相としては、同日選挙したいという思いが強い。来年7月以降、解散総選挙という可能性もあるのではないかと。早く選挙をやり、消費税10%にする（国民の反対の声をかわす）ということを考えているのではないかと。高齢者に3万円を配布したり、最低賃金1000円にするといってみたりして、7月までは色々やるだろう。

・松井団員：大企業などは景気がいいので、税金を払わないといけない。大手銀行が税金を払わないといけない。大企業が利益を上げている以上は法人税収入があがる。2, 3%下げても、財務省として悪いことはない。他方、景気の悪い中小企業は、外形標準課税が導入されれば、赤字でも税金を払わないといけないのでかなり厳しい。

### (2) 来年選挙について（選挙区現状）：長澤団員

・現職の自民：中川氏

・自民その他：滝川クリステルに依頼をしたら断られた様子。三原じゅん子が神奈川から鞍替えして東京から出たいといっているとのこと。巨人の原元監督に声かけもしている様子。

・竹谷としこ（公明）

・民主は、小川敏夫（前回69万票）、蓮ほう。

・社民は増山氏（38歳）

・宇都宮さんのグループや山本太郎のグループでも誰か出すかという話がある。

・乙武氏（保守派）→みんな、元気が押しているそう。松田広太氏は次回はでないで乙武氏を推す。乙武氏は日本の書籍市場一番売れた本の中の歴代3位。

## 3 夫婦別姓

・齋藤団員：立法不作為などの問題もある。もっと、国民的議論をし、立法政策的な課題としても取り組む。

・青龍次長：同姓がいいというのは構わないが、別姓がいいという人に同姓を強制するのはおかしい。少数者の権利は守るべきだろう。

## 4 共謀罪

・横山次長：共謀罪の前に盗聴法を先に通すということになると思われる。盗聴報と司法取引であると

思われる。

## 5 憲法関係

- ・ 団本部から「平和と民主主義と明日をかけて」
- ・ 2000 万人署名。各事務所へ割り付けをしてお願いをするか。
- ・ 東京支部団員一人100票目指して署名あつめよう！と働きかける。来年4月末までに！！
- ・ 各事務所も自主目標を定めて報告してほしいと依頼する。
- ・ 東京合同 5000、東京法律 5000、東京南部 5000

## 6 沖縄辺野古

- ・ 萩尾団員作成決議案：「警視庁機動隊の即時撤退、辺野古新基地建設即時中止を求める」。  
→本日の意見を踏まえ訂正する。あとは、事務局長一任。

## 7 教科書

- ・ 各事務所の活動報告集
- ・ 今回はまだ入っていない南部などの事務所の報告も総会までには掲載して第三版を出そう。

## 8 労働

- ・ 高橋先生の講演会：2月5日午後4時～7時まで。全労連会館。
- ・ 派遣法の勉強をし、若手の方々との交流も。
- ・ 非正規関係の事件の事件報告。

## 9 刑事司法

- ・ 支部としての働きかけを弁護士会などに行っていく。名簿など確認し、働きかけ計画する。

## 10 総会について

- ・ 本日の幹事会において、選挙管理委員（深井団員、野口団員）選任。選挙管理委員会発足。
- ・ 会計監査1月13日に行う。
- ・ 1月7日の事務局会議で議案書の詰め。
- ・ 特別報告1月18日締め切りなので、電話かけをしていく。

## 11 議案書

### (1) 議案書の役割分担

- ・ マイナンバー。4月から国家公務員の身分証となること（首から提げているものにマイナンバーをつける。）など（その後は地方公務員や大企業などへ広がっていくものと思われる）、を議案書「はじめに」で触れた方がいいのではないかと。マイナンバー制度は公務員から突破されてしまうのではないかと。

- ・ カード1枚化を売りにして、広げようとしている。個人情報丸裸になってしまう。

→問題意識を「はじめに」でかく。

(2) 教科書議案書案 (伊藤次長)

- ・宮川団員：東京南部事務所の例では、一点共闘で運動を広げたということを入れてほしい。

(3) 労働 (三浦次長)

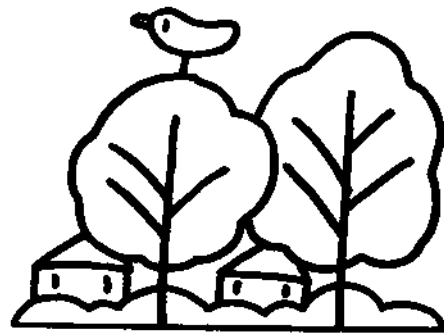
- ・労働と貧困とは密接。貧困問題も分けて書くつもり。
- ・具体的な訴訟としては、年金訴訟など。
- ・ひどくなっている情勢はかわらない。
- ・マタハラなどの新しい項目。
- ・ブラック企業という烙印。
- ・日本航空の客室乗務員正社員化の前向きな動きなどもあった。あとはIBM。賃金減額無効訴訟の会社による認諾など、いい動きがあることも。

(4) 司法 (横山次長)

- ・給費制についても加筆

(5) 支部の構成・支部活動骨子 (奥住さん)

- ・FAXニュースは33回出しているの、そのことも加筆。
- ・本日の学習会についても加筆。



全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

## 全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

### 主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

### 【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、**入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の**精神障害による就業不能も補償**します。

#### <保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、  
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

### 【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の**精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレライド**させてお支払いします。

#### <保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、  
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
	支払対象外期間 372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### <取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F  
TEL: 03 (3405) 8661

#### <引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3  
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)